

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	農政改革・農協改革をめぐる情勢	1
II	通商交渉をめぐる情勢	16
III	自民党が「中山間地を元気にする委員会」を発足	35
IV	与党が平成29年度税制改正大綱を決定	41

今月号のあらまし

I 農政改革・農協改革をめぐる情勢

11月28日、規制改革推進会議の本会議が開催され、11日に出された農業WGの「農協改革に関する意見」を、自民党がとりまとめた「農業競争力強化プログラム」等に沿って修正した。JAの信用事業譲渡の文言や、期限は削除されたものの、全農は政府等から定期的なフォローアップが行われることが明記された。

29日には、政府の農林水産業・地域の活力創造本部が開催され、農業競争力強化プログラム等が盛り込まれた、改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン」が了承された。今後、年末の税制改正や予算編成に反映されるとともに、法整備関係は、来年度通常国会に関連法案の提出が見込まれている。

12月6日、規制改革推進会議は会合を開き、農協改革で十分な成果を求める5年間の「農協改革集中期間」を26年6月から31年5月までとした。

II 通商交渉をめぐる情勢

12月9日、TPP承認案と国内対策関連法案が、参議院TPP特別委員会及び参議院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立した。なお、参議院TPP特別委員会では農業分野を含め、農協改革、食の安全、ISDS、日米2国間交渉、日EU・EPAなど、幅広い内容について審議が行われた。

12月1日、日EU・EPAについて安倍首相は参議院TPP特別委員会で、「日EU・EPAについて年内の大枠についての合意を目指していきたい」などと述べた。12日から16日まで、日本とEUは東京で首席交渉官会合を開いていたが、17日、EUの首席交渉官が記者会見で、年内の大枠合意を断念したと表明した。農産物や自動車における主張の対立からとされており、来年初めの大枠合意を目指すとしている。なお、日EU・EPAによる国内の農産物への影響としては、チーズ等の乳製品、豚肉に深刻な影響が心配される。

III 自民党が「中山間地を元気にする委員会」を発足

11月10日、自民党は農林・食料戦略調査会の下に「中山間地農業を元気にする委員会」を発足させた。12月15日、同委員会の提言を受け、政府は29年度予算で、中山間地域農業を重点的に支援する「中山間地農業ルネッサンス事業」を新設し、400億円程度を計上する方針を固めた。

IV 与党が平成29年度税制改正大綱を決定

自民、公明両党は12月8日、平成29年度税制改正大綱を決定した。生産資材メーカーや食品流通企業の業界再編へ、政府が来年の通常国会に提出する方針の関連法成立を前提にした税制特例が盛り込まれた。

I 農政改革・農協改革をめぐる情勢

― 政府が活力創造プラン改訂、農業改革が一定の決着 ―

1. 経過

- 規制改革推進会議農業WG（座長：金丸恭文フューチャー代表取締役会長兼社長 グループCEO）は11月11日、「農協改革に関する意見」を発表した。

【主な内容】

- ・ 信用事業を営むJAを3年後に半減。
- ・ 農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速。
- ・ 1年以内に委託販売を廃止し全量を買取販売に。全農は仕入れ販売契約の当事者にはならない（1年以内に新しい組織へと転換）。

- こうした急進的な意見に対して、自民党は独自の改革案について議論を行った。

【自民党等の主な動き】

- 17日：自民党が戦略調査会、農林部会、骨太PT、畜酪小委の合同会議を開催
- ・ 「意見」に反対する声が大勢を占めたが、一方で自己改革のスピード感が遅いと言う指摘も出た。
- 21日：JAグループが「JA自己改革等に関する与党との緊急集会」を開催
- ・ 与党から自民党の二階幹事長、西川戦略調査会長、公明党の井上幹事長、石田政調会長が出席した。
 - ・ 集会の中で、自民党の西川戦略調査会長は、自民党独自の改革案の素案を明らかにした。信用事業の譲渡はJAの選択制との原則を強調した。数値目標についてはJA自らが決めるべきとの考えを示した。
- 22日：自民党は農林幹部と規制改革推進会議農業WG座長の金丸氏ら意見交換を実施
- ・ 農協改革に関し、平成26年6月の与党とりまとめを尊重することを確認した。
- 23日、24日：自民党のとりまとめに向けた最終調整
- ・ 信用事業やクミカン関係、経営の過剰介入と言える数値目標などは盛り込まれず、これまで議論をすすめてきた生産資材等の改革（全農関係を含む）に関するこのみぎが盛り込まれることとされた。

- 25日、自民党では、こうした議論を踏まえて、TPP関連対策12項目と生乳流通改革についてとりまとめた「農業競争力強化プログラム」を決定した。その際、自民党では農協改革に関して決議を行った。

2. 政府等の動向

- 11月28日、規制改革推進会議の本会議が開催された。農協改革に関しては自民党のとりまとめに沿って「意見」を修正した。JAの信用事業譲渡の文言や、期限は削除されたものの全農は年次計画を立て、政府・与党から定期的なフォローアップが行われることが明記された。（11日農業WG意見と28日本会議意見の比較は別紙1の通り。）

- 29日には、政府の農林水産業・地域の活力創造本部が開催され、農業競争力強化プログラム等が盛り込まれた、改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン」が了承された。（農業競争力強化プログラム、農林水産業・地域の活力創造プランの概要については別紙2、別紙3の通り。）
- 今後、年末の税制改正や予算編成に農林水産業・地域の活力創造プランの内容が反映されるとともに、盛り込まれた法整備関係は、来年度通常国会に関連法案の提出が見込まれている。
- 12月6日、規制改革推進会議は、農協改革で十分な成果を求める5年間の「農協改革集中期間」を26年6月から31年5月までとした。一方で政府・与党内からは「法制度での対応はあくまでも33年4月以降との状況は何ら変わらない」との声もあると報道されている。（規制改革推進会議の考え方は別紙4の通り。）

3. JAグループの対応

（1）全国段階

- 11月25日、自民党のとりまとめの場において、全中会長・全農会長より「JAグループの考えに沿ったとりまとめに感謝する。組合員とともに、スピード感を持って自己改革に取り組む。」旨の挨拶がされた。
- 同日、全中・全農・全共連・農林中金は、与党とりまとめに関するコメントを発表した。コメントでは「創造的自己改革をよりいっそう後押しする内容であると受け止めております。」などとしている。
- 今後の取組みの基本的な考え方として、今般と同じような過激な農協批判等を繰り返さず、かつ、魅力増す農業・農村の実現および協同組合の発展のために、組合員とともにJAグループ各組織において、以下の2点を基軸に取り組む必要があるとしている。

【今後の取組みの基軸】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己改革の加速と、その情報発信の強化 ・ 他の協同組合、経済界などとの関係強化 |
|--|

11月11日規制改革推進会議農業WG意見と11月28日規制改革推進会議本会議意見との比較

規制改革推進会議農業WG意見(28 年11月11日)	規制改革推進会議意見(28 年11月28日)
前 文	
日本の農業は、地域の基幹産業であるとともに、世界に誇る「和食」を支えるなど高い潜在力を有している。人口減少下にある我が国にあって、農産物市場の量的拡大は容易でないが、高齢化等の変化に伴う新たな消費者ニーズによる質的深化が期待できる。 一方、世界の食市場は拡大を続けており、魅力ある日本の農産物の真の価値を伝えることができるならば、日本の農業が大きく飛躍するチャンスとなる。 日本の農業者がこれらのチャンスを活かし、「攻めの農業」の実現を目指す今こそ、多くの農業者の力を集結させる農協の機能が試されている。 規制改革会議による平成26年の答申以来、農協が真に農業者の利益に資する組織となるよう検討が進められ、所要の法的措置を経て、本年4月より、改正農協法の下での農協自己改革が推進されている。<u>今般、改めて、現時点において、農協が目指そうとしている改革の方向や進捗状況を確認したところ、生産資材調達機能、輸出を含めた農産物販売機能、これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方に関し、さらに、取り組むべき事項を見出すに至った。</u> 「攻めの農業」を目指し農業者の先頭に立ってリードする新たな組織へと生まれ変わることを期待して、農協が目指すべき改革の方向を以下のとおり提言する。	日本の農業は、地域の基幹産業であるとともに、世界に誇る「和食」を支えるなど高い潜在力を有している。人口減少下にある我が国にあって、農産物市場の量的拡大は容易でないが、高齢化等の変化に伴う新たな消費者ニーズによる質的深化が期待できる。 一方、世界の食市場は拡大を続けており、魅力ある日本の農産物の真の価値を伝えることができるならば、日本の農業が大きく飛躍するチャンスとなる。 日本の農業者がこれらのチャンスを活かし、「攻めの農業」の実現を目指す今こそ、多くの農業者の力を集結させる農協の機能が試されている。 規制改革会議による平成26年の答申以来、農協が真に農業者の利益に資する組織となるよう検討が進められ、所要の法的措置を経て、本年4月より、改正農協法の下での農協自己改革が推進されている。<u>今般、改めて、現時点において、農協が目指そうとしている改革の方向や進捗状況を確認したところ、生産資材調達機能、輸出を含めた農産物販売機能、これらの機能を最大限発揮させるための組織の在り方に関し、さらに、取り組むべき事項を見出すに至った。</u> 「攻めの農業」を目指し農業者の先頭に立ってリードする新たな組織へと生まれ変わることを期待して、農協が目指すべき改革の方向を以下のとおり提言する。

（１）生産資材 ① 全農の購買事業の見直し	
全農が行う生産資材の購買事業については、生産資材の農業者への取次ぎ規模に応じて手数料を得る仕組みとなっており、<u>生産資材メーカー側に立って手数料収入の拡大を目指しているのではないかとの批判がある</u>。今後は、真に、農業者の立場から、<u>共同購入の窓口に徹する組織に転換</u>するべく、以下の改革を実行すべきである。	全農が行う生産資材の購買事業については、生産資材の農業者への取次ぎ規模に応じて手数料を得る仕組みとなっているため、<u>生産資材メーカー側に立って手数料収入の拡大を目指しているのではないかとの批判がある</u>。また、生産資材価格の引下げを図る上でも、生産資材業界の業界再編と合わせて、これに資する全農の生産資材の買い方の見直しが必要である。今後は、全農は、真に、農業者の立場に立って、<u>共同購入のメリットを最大化する組織に転換</u>するべく、以下の改革を実行すべきである。
生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、製造業における購買の達人と呼ばれるような外部のプロフェッショナルを登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の<u>情報・ノウハウ提供型サービス事業へと生まれ変わる</u>。	全農は、生産資材に関するあらゆる情報に精通するために、外部の有為な人材も登用し、生産資材メーカーと的確に交渉できる少数精鋭の組織へと生まれ変わる。
新たな事業においては、<u>全農は、仕入れ販売契約の当事者にはならない</u>。また、全農は、農業者に対し、<u>情報・ノウハウ提供に要する実費のみを請求することとする</u>。	全農は、農業者・農協の代理人として<u>共同購入の機能を十分に発揮する</u>。また、全農は、農業者・農協に対し、<u>価格と諸経費を区別して請求する</u>。
改革後の新しい全農の組織は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れたメーカー・輸入業者等から調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国のJAや、農業者で共有できる仕組みを整備する。	改革後の新しい全農の組織は、取り扱う生産資材の点数を適切に絞り込みつつ、国内外における価格水準や、世界標準等の情報を常に収集し、競争入札等の方式を積極的に導入することによって、農業者が、仕様、品質、価格面で最も優れた生産資材を調達できるよう支援する。全農が収集する調達に関する情報は、全国の農協や、農業者で共有できる仕組みを整備する。
上記方針を組織体制として明確化するため、従来の生産資材購買事業に係る体制を<u>1年以内に新しい組織へと転換し、人員の配置転換や関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進める</u>。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。	上記方針を組織体制として明確化するため、全農は、従来の生産資材購買事業に係る体制を農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう<u>年次計画を立てて、機能統合、業務の効率化、人員の配置転換や、必要であれば関連部門の生産資材メーカー等への譲渡・売却を進めるなど、シンプルな体制を構築する</u>。購買事業を担ってきた人材は、今後、注力すべき農産物販売事業の強化のために充てる。

② 全農が自ら担う生産資材関連事業の在り方	
全農が、生産資材の安定供給を図る目的で原料(肥料原料、飼料原料など)を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行うべきである。	全農は、生産資材の安定供給を図る目的で原料(肥料原料、飼料原料など)を輸入する場合は、生産資材メーカーの生産性を十分考慮して、当該原料の販売を行うべきである。
全農が、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年明示して外部評価を受け、目的に則した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、売却すべきである。	全農は、農業者のために、生産資材メーカー・輸入業者に戦略的出資を行う場合は、その戦略目的を明確にするとともに、その効果を毎年会員に明示して、目的に即した効果がない場合は、出資を速やかに見直し、適切な措置を講ずるべきである。
また、全農は、新たな組織による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱うべきである。	また、全農は、新たな組織による購買事業において、出資先を特別扱いせず、購入先の一つとして公正に扱うべきである。

(2) 農産物販売	
① 農産物の様々な価値を市場に届けるための販売体制強化	
全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである。	全農は、農業者のために、実需者・消費者へ農産物を <u>安定的に</u> 直接販売することを基本とし、そのための強力な販売体制を構築すべきである。
このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業の買収を推進すべきである。	このため、全農は、自らの体制整備と合わせ、農林中金等と密に連携して、実需者・消費者への安定した販売ルートを確立している流通関連企業への出資等を戦略的に推進すべきである。また、出資等の効果を毎年会員に明示し、その目的に即した効果がない場合は、出資等を速やかに見直し、適切な措置を講ずるべきである。
全農は、農業者のために、自らリスクを取って農産物販売に真剣に取り組むことを明確にするため、 <u>1年以内に、委託販売を廃止し、全量を買取販売に転換</u> すべきである。	全農は、農業者のために、自らリスクを取って農産物販売に真剣に取り組むことを明確にするため、 <u>農協改革集中推進期間内に十分な成果が得るよう年次計画を立てて、安定的な取引先の確保を通じた委託販売から買取販売への転換に取り組む</u> べきである。

② 日本の魅力ある農産物を世界に発信する輸出支援体制の確立	
全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築すべきである(合併会社の設立、業務提携等)。優先順位の高い国から取り組み、 <u>1年以内に主要輸出先国について販売体制の整備を完成させることを目指すべきである。</u>	全農は、農業者のために、輸出先の国ごとに、強みを有する商社等と連携して実践的な販売体制を構築すべきである(合併会社の設立、業務提携等)。優先順位の高い国から取り組み、 <u>農協改革集中推進期間内に十分な成果が出るよう年次計画を立てて、主要輸出先国について販売体制の整備を進めるべきである。</u>
(3) 全農等の在り方	(3) 全農の自己改革と政府によるフォローアップ
(1) 及び(2)の改革を進めるため、全農は、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行うべきである。	(1) 及び(2)の改革を進めるため、全農は、役職員の意識改革、外部からの人材登用、組織体制の整備等を行うべきである。 <u>また、(1) 及び(2)の全農の自己改革が、重大な危機感を持ち、新しい組織に生まれ変わるつもりで実行されるよう、全農は、年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、政府は、その進捗状況について、定期的なフォローアップを行うべきである。</u>
全農も、協同組合組織である間は、農業者の代表が運営するという組織であることを明確にするため、全中と同様、選挙で会長を選出すべきである。	【削除】
全農は、資材関係・流通加工関係等の子会社について、その財務状況等を、公認会計士による監査も受けた上で、主要勘定科目の合計値のみに留めずにわかりやすく公表するとともに、出資目的に照らした効果を明確にすべきである。	【削除】
全農が、農業者の協同組織の原点に立ち返って、こうした改革を推進することを強く期待するが、着実な進展が見られない場合には、 <u>真に農業者のためになる新組織(本意見に基づく機能を担う「第二全農」等)の設立の推進など、国は更なる措置を講ずべきである。</u>	【削除】
地域農協等は、全農の上記改革を前提に、これに即した改革を推進すべきである。	【削除】

全農をはじめとする農協系統組織は、組合員である農業者の所得向上を図ることがその使命であることに鑑み、その役職員の報酬・給与の水準については組合員にわかりやすく公表するとともに、農業所得の動向に連動させるべきである。	【削除】
(4) 地域農協の信用事業の負担軽減等	
地域農協が、農産物販売に全力を挙げられるようにするため、農林中金は、平成26年6月の与党取りまとめ・規制改革実施計画に明記されている地域農協の信用事業の農林中金等への譲渡を積極的に推進し、自らの名義で信用事業を営む地域農協を、3年後を目途に半減させるべきである。	【削除】
このため、農林中金は、システム整備を速やかに進めるとともに、信連・地域農協に対する預金金利水準と代理店等の手数料水準を総合的に検討し、<u>代理店等の手数料水準を地域農協からみて十分魅力ある水準に設定すべきである。</u>	
また、農林中金は、地域農協が的確な判断ができるよう、JAバンク法に基づく信用事業の指導機関として、地域農協に、金融を取り巻く国内外の情勢・金融の将来の見通しを的確に説明すべきである。	
一部地域で行われているクミカン(組合員勘定)は、<u>農業者の農産物販売先を統制し、また毎年一定の期日で債務の完全返済を義務づけるため、農業者の経営発展の阻害要因となっており、当該仕組みを未だ有している農協は、直ちに廃止すべきである。</u>農林中金等は、廃止に伴う農業者の不利益が生じない代替案を別途講ずべきである。	【削除】
<u>農林水産省は准組合員の利用規制の在り方についての実態調査・研究を加速すべきである。</u>	【削除】

(5) 農業者の自由な経営展開の確保等	
農業者に農協利用を強制することについては、独占禁止法の不公正な取引方法(協同組合にも適用される)であり、農協法の中でも禁止規定が明記されたところであるので、公正取引委員会と農林水産省が連携を取って、徹底して取り締まるべきである。	【削除】
農業者と農協のイコールフッティングを確保するため、国は、法律・補助金などを総点検すべきである。特に、補助金については、受益範囲(面積・従業員数等)が同等であれば、共同利用か個別利用かで差を設けるべきではない。	【削除】
全中、全農、農林中金、全共連など、農協の全国組織は、農業者のメリットを最大にするため戦略を共有して、それぞれの役割を連動させながら農協改革を推進すべきである。	【削除】
締 め	
以上、農協改革集中推進期間において、農協が、自己改革により目指すべき姿を示した。 農協、とりわけ、全農は、多くの日本の農業者の経営に大きな影響を与え、その改革の失敗は許されない。この提言を踏まえ、農協が可及的速やかに改革に取り組み、あるべき姿へと生まれ変わることを期待する。 <u>国にあっては、このような農協の改革が、つつがなく進むよう、引き続き、改革を推進し、必要な対応をとるべきである。今後の農協の自己改革の進捗状況によっては、国として、その改革の実現を確実にするためのあらゆる措置を講ずべきである。規制改革推進会議も農協改革のフォローアップを引き続き行う。</u>	農協、とりわけ、全農は、多くの日本の農業者の経営に大きな影響を与え、その改革の失敗は許されない。この提言を踏まえ、全農が、重大な危機感をもって、可及的速やかに改革に取り組み、あるべき姿へと生まれ変わることを期待する。 国にあっては、農協改革集中推進期間内における、上記(1)及び(2)を含めた農協組織の自己改革が、つつがなく進むよう、引き続き、改革を推進し、フォローアップを行い、必要な対応をとるべきである。<u>今後の農協組織の自己改革の進捗状況によっては、国として、その改革の実現を確実にするためのあらゆる措置を講ずべきである。規制改革推進会議も、平成26年6月の規制改革実施計画や与党取りまとめ、その後の本会議・農業ワーキング・グループにおけるフォローアップ結果や意見を踏まえつつ、農協組織の改革の実施状況について、引き続き、フォローアップを行う。</u>

農業競争力強化プログラム（概要）

農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。

このため、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革をはじめ13項目について以下のとおり取り組み、更なる農業の競争力強化を実現する。

1. 生産資材価格の引下げ

（肥料、農薬、機械、飼料など）

（1）生産資材価格の引下げ

- 国際水準への価格引下げを目指す
- 生産資材業界の業界再編の推進
- 生産資材に関する法規制の見直し
- 国の責務、業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（生産資材の買い方の見直し）

全農は、

- 農業者の立場に立って、共同購入のメリットを最大化
- 外部の有為な人材も登用し、資材メーカーとの確に交渉できる少数精鋭の組織に転換
- 入札等により資材を有利に調達
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

2. 流通・加工の構造改革

（卸売市場関係業者、米卸売業者、量販店など）

（1）生産者に有利な流通・加工構造の確立

- 効率的・機能的な流通・加工構造を目指す
- 農業者・団体から実需者・消費者に農産物を直接販売するルート拡大を推進
- 中間流通（卸売市場関係業者、米卸売業者など）について、抜本的な合理化を推進し、事業者の業種転換等を支援
- 量販店などについて、適正な価格での販売を実現するため、業界再編を推進
- 国の責務・業界再編に向けた推進手法等を明記した法整備を推進

（2）全農改革（農産物の売り方の見直し）

全農は、

- 中間流通業者への販売中心から、実需者・消費者への直接販売中心にシフト
- 必要に応じ、販売ルートを確立している流通関連企業を買収
- 委託販売から買取販売へ転換
- 輸出について、国ごとに、商社等と連携した販売体制を構築
- 農協改革集中推進期間に十分な成果が出るよう年次計画を立てて改革に取り組む

3. 人材力の強化

- 新規就農者が営農しながら経営能力の向上に取り組むために、各県に「農業経営塾」を整備
- 法人雇用を含めた就農等を支援
- 外国人技能実習制度とは別の外国人材活用スキームの検討

4. 戦略的輸出体制の整備

- 平成31年の1兆円目標に向けて、本年5月の「農林水産業の輸出力強化戦略」を具体化
- 日本版SOPEXAの創設（農業者の所得向上に繋がるブランディング・プロモーション、輸出サポート体制）

5. 原料原産地表示の導入

- 消費者の選択に資するため、全ての加工食品について
- 重量割合上位1位の原材料について、国別の重量順に表示することを基本
 - 実行可能性を考慮したルールを設定

6. チェックオフ（生産者から拠出金を徴収、販売促進等に活用）の導入

- チェックオフを要望する業界における検討手順（推進母体・スキーム・同意要件）を定め、一定以上の賛同で法制化に着手

7. 収入保険制度の導入

- 適切な経営管理を行っている農業経営者の農業収入全体に着目したセーフティネットを導入
 - ・ 青色申告している農業経営者が加入
 - ・ 農業収入全体を対象
 - ・ 過去5年の平均を基準収入とし、収入減の一定部分を補てん
 - ・ 保険方式と積立方式とを併用
- 併せて、現行の農業共済制度を見直し
 - ・ 米麦の共済制度の強制加入を任意加入に変更

8. 土地改良制度の見直し

- 農地の集積・集約化を進めるため、農地集積バンクが借りている農地のほ場整備事業について、農地所有者等の費用負担をなくし、事業実施への同意を不要とする

9. 農村の就業構造の改善

- 農村に就業の場を確保するため、工業等に限定せず、サービス業等についても導入を推進

10. 飼料用米の推進

- 多収品種の導入等による生産コスト低減、耕種農家・畜産農家の連携による畜産物の高付加価値化を図る取組等を推進

11. 肉用牛・酪農の生産基盤強化

12. 配合飼料価格安定制度の安定運営

- 肉用牛・牛乳乳製品の安定供給を確保するため、繁殖雌牛の増頭、乳用後継牛の確保、生産性の向上、自給飼料の増産等を推進
- 配合飼料価格安定制度の安定的な運営

13. 生乳の改革

- 生産者が自由に出荷先を選べる制度に改革
- 指定団体以外にも補給金を交付
- 全量委託だけでなく、部分委託の場合にも補給金を交付

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂について

現行

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 人口減少社会における農山漁村の活性化
7. 林業の成長産業化
8. 水産日本の復活
9. 東日本大震災からの復興
旧・復興

改訂後

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
(輸出戦略について追加)
2. 6次産業化等の推進
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
6. 更なる農業の競争力強化のための改革
7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
(農泊について追加)
8. 林業の成長産業化
(CLTについて追加)
9. 水産日本の復活
10. 東日本大震災からの復興・復興

農林水産業の

輸出力強化戦略

- 1兆円目標の1年前倒し

農林水産物輸出インフラ整備プログラム

ー強化戦略の実践のためのプログラム

- ハード面・ソフト面のインフラ整備

農業競争力強化プログラム

- 生産資材価格形成の仕組みの見直し
- 流通・加工の業界構造の確立
- 生乳流通改革
等13項目

各省庁横断的に取り組む事項

- 農泊
- CLT

それぞれ別紙としてプランに添付

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」について

平成 28 年 12 月 6 日

農協改革に関する「農協改革集中推進期間」の具体的な期間については、下記のとおりである。

記

1. 平成 26 年 6 月 10 日の「政府・与党取りまとめ」においては、5 年間を「農協改革集中推進期間」とすることとされている（参考 1）。

また、同年 6 月 24 日の「規制改革実施計画」（閣議決定）においても「今後 5 年間を農協改革集中推進期間とし…」とされている（参考 2）。

2. したがって「農協改革集中推進期間」は、平成 26 年 6 月から平成 31 年 5 月までの 5 年間である。

3. なお、本年 4 月に施行された改正農協法の附則では、政府は、改正法の施行後 5 年後を目途として、改革の実施状況を勘案して、制度について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとされている（参考 3）。

これは、政府において、改正農協法の施行後 5 年となる平成 33 年 3 月を目途に、改革の成果を踏まえて、必要があれば制度の見直し検討を行う時期であり、農協改革集中推進期間とは別である。

(参考1)

「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」

(平成26年6月与党とりまとめ) 抜粋

4 その他

5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以上の考え方に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

(参考2)

「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定) 抜粋

4 農業分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

④農業協同組合の見直し

地域の農協が主役となり、それぞれの独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投入できるように、抜本的に見直す。

今後5年間を農協改革集中推進期間とし、農協は、重大な危機感をもって、以下の方針に即した自己改革を実行するよう、強く要請する。

(参考3)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）

附則

（自主的な取組の促進及び検討）

第五十一条 政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進（新農業委員会法第六条第二項に規定する農地等の利用の最適化の推進をいう。次項において同じ。）についての農業の担い手をはじめとする農業者その他の関係者の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、当該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、組合及び農林中央金庫における事業及び組織に関する改革の実施状況（次項において「改革の実施状況」という。）、農地等の利用の最適化の推進の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、農業協同組合及び農業委員会に関する 制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる ものとする。

3 政府は、准組合員（新農協法第十六条第一項ただし書に規定する准組合員をいう以下この項において同じ。）の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から五年を経過する日までの間、正組合員（新農協法第十二条第一項第一号の規定による組合員又は同条第二項第一号の規定による会員をいう。）及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。

Ⅱ 通商交渉をめぐる情勢

— 日EU・EPA交渉大筋合意に向けて加速化 —

1. TPPをめぐる動向

(1) 参議院通過

- 12月9日、TPP承認案と国内対策関連法案が、参議院TPP特別委員会及び参議院本会議で、与党などの賛成多数で可決、成立した。TPP参加12カ国で議会承認を終えたのはニュージーランドに次ぎ2番目となる。なお、衆議院では11月10日に承認済みである。
- 同日、参議院TPP特別委員会において、TPPを成長戦略の柱とする安倍首相は「発効が不透明になっても、TPPの戦略的・経済的意義を世界に発信することは意義がある」と、承認の必要性を強調した。
- なお、米国のトランプ次期大統領は来年1月の就任初日にTPP脱退を通告し、各国と2国間貿易交渉を進める方針を表明しており、発効は困難と見られる。（「農政をめぐる情勢11月号」参照。）

(2) 参議院での審議状況

- 11月24日、安倍首相出席のもと行われた参議院TPP特別委員会集中審議では、与野党委員より会談の内容や成果、TPP等にかかる我が国の対応などの質疑が行われた。
- 安倍首相は、具体的な会談の内容の言及は避けたものの、トランプ次期大統領の考えを受け、「(TPPの)状況はさらに厳しくなっている」との考えを示した一方、「保護主義の台頭を食い止める観点から、今国会でTPP承認を目指す」などと述べ、今国会で成立を目指す考えを改めて強調した。
- 参議院TPP特別委員会では農業分野を含め、農協改革、食の安全、ISDS、医療制度、共済制度、日米2国間交渉、日EU・EPAなど、幅広い内容について審議が行われた。

【参議院TPP特別委員会等における主な政府答弁】

<農業改革>

- ・我々は、（農業改革は）無理やりではなく全農と合意の上で取りまとめた。全農が生産資材の買い方や農産物の売り方を改革すれば、関係業界の再編も大きく動き出す。不安に思う農家がいると承知しており、丁寧に説明していく。【12/1安倍首相】

<TPP対策>

- ・農林水産業の体質強化策などの予算はTPPを見据えているが、発効を前提としておらず執行停止は想定していない。整備法案は協定実施のために不可欠でどの改正事項が欠けても協定締結の準備は完了しない。関連法案を可決してほしい。【12/9安倍首相】

＜農産物の輸出拡大＞

- ・農産物輸出に全農は実績がある。米は輸出総額の２７％、成果物は１４％をになっており、全農の能力を持って促進して頂ければ、飛躍的に（輸出量が）向上する。シェアが大きい全農が（周年供給や物流経費の削減に）強みを発揮することが民間業者へのモデルになる。【12/1山本農相】

＜農協改革＞

- ・信用事業は、平成２６年６月の政府・与党取りまとめで方向性が出された。農協改革はあくまで自己改革で、信用事業譲渡は単協自らが選択する。とりまとめの方向に従い、改革を促していくという政府の立場に変わりはない。【12/9山本農相】

＜食の安全＞

- ・遺伝子組換え食品の表示は食品を選択する際の重要な判断材料であり、消費者の安心につながる。分析技術の向上により、科学的に検証できるようになった場合は表示義務を拡大するなど、引き続き食品表示制度が消費者にとって食品を自主的かつ合理的に選択する機会の確保に資する制度となるよう努めていきたい。【11/14安倍首相】

＜医療制度＞

- ・混合診療あるいは日本の医療保険制度にＴＰＰがどのような影響があるかということだが、我が国の制度自体は合理的にできているものであり、そしてまた国民の健康を守るためにできているものであることから、ＴＰＰによって変更が求められるものではない。【11/15安倍首相】
- ・ＴＰＰ協定には薬価決定に対する外国企業の介入のような我が国の公的医療保険制度に影響を与える内容は一切含まれておらず、（中略）薬価を決定する仕組みに米国を介入させるということは決してないということははっきりと申し上げる。【11/24安倍首相】

＜共済制度＞

- ・共済特有の規定を持たないこのＴＰＰ協定によって、在日米国商工会議所が言っているような共済制度の見直しが求められることはない。【11/16石原大臣】
- ・今後、ＲＣＥＰあるいは日ＥＵ経済連携協定等の交渉において共済について議論が行われる場合には、我が国の共済の特性を踏まえて、我が国の国益を害さない形で、今の制度を守る方向で適切に交渉に臨んでいく。【11/24岸田大臣】

＜ＩＳＤＳ＞

- ・ＩＳＤＳ条項は、我が国はこれまでの経済連携のときと同様に、ＴＰＰの場合においても、厳密に国内法との調整を行って、そして留保等の例外を設けて、提訴に至らないようしっかり万全の体制で臨んでいる。そして、ＴＰＰ自体も従来の経済連携以上に重い条件を課している。こういったことから、現実問題、我が国が提訴される可能性はない。【11/21岸田大臣】

＜日米協議書簡＞

- ・書簡では日本のこれまでの取り組みや今後自主的に行うことを確認した。「TPPが発効するまで」と実施期限を記しているが、到来しなくても、そもそも日本が行っていることなので廃止しない。自主的に行うタイミングは我が国が自主的に考え実施していく。【12/9岸田外相】

＜米国との再交渉＞

- ・TPPの交渉はガラス細工のようなものであり、一部を取り出してきて再交渉をすれば全体が崩れるというのは、参加国全ての国々の共通の認識であるから、それはしないということは明確に申し上げておきたいし、米国をとどめるために我々が我々の国益を削るということもないということも明確に申し上げておきたい。【11/14安倍首相】
- ・TPPの意義を米国に強く訴えていきたいし、農林分野で獲得したものはしっかりと堅持しつつ、さらには農業の振興また農業輸出を図って農家の所得を増やしていきたい。【12/1安倍首相】

＜日米2国間交渉＞

- ・まさに今、TPPについて議論しているので、日米FTAとの比較、考慮をするのは今の段階では適切ではない。むしろTPPについて、日本だけでなく、米国も含めて（参加の各国に）大きな意義があるということを申し上げたい。【12/1安倍首相】

※日EU・EPA交渉については後述

2. 日EU・EPAをめぐる動向

（1）経過

- 日本とEUは25年4月にEPA（※1）交渉を開始した。安倍首相とEUのトウスク大統領らEU首脳は7月の会談などで、年内の大筋合意（※2）をめざす方針で一致したものの、双方の隔たりは依然として大きいとされてきた。

※1：FTAとEPAの違い

国と国（地域）との間での交渉のうち、FTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）は関税の撤廃・削減を定めるのに対し、EPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）は関税だけでなく知的財産の保護や投資ルールの整備なども含む。

※2：大筋合意と大枠合意

大筋合意、大枠合意という2つの言葉が、公の場、報道等で使われている。山本農相は12月13日、記者会見で記者から言葉遣いの違い等を問われ、「従来、安倍総理の御発言は、大筋合意というところでしたが、最近ブリュッセルで、大枠合意というような言葉の多少の変化がありました。これにつきましては、まだ、十分な確認はできていないものの、いわば、大枠というのは大筋よりも少し幅が広いのかなと、いうように捉えているところがございます。その意味で、できる限り、ある程度の段階的な合意を目指すという理解で臨んでおります。」と発言している。以下の記載については、根拠とした情報での表現に準拠する。

- 9月26日、安倍首相は、今臨時国会の所信表明演説で、「年内大筋合意を目指す」としていた。
- 11月11日、安倍首相は参院本会議で、日EU交渉などの加速で「これに残されまいという機運を米国で高めることができる」と語った。

- 16日、政府は、日EU・EPA交渉の主要閣僚会議を設置した。
- 12月1日、安倍首相は参議院TPP特別委員会で、「日EU・EPAについて年内の大枠についての合意を目指していきたい」などと述べるなど、年内に何らかの交渉成果をあげること強い意欲を示した。

【日EU・EPAにかかる安倍首相発言】

- ・ 日EUのEPAについて、年内に大枠についての合意を目指していきたい。
- ・ EUと日本がEPAを結ぶことに成功すれば、乳製品等々においては米国がこれは不利になっていくということにもこれになっていく。そういう中において、米国に（TPPを）もう一度考えるということに向けてこれは効果もあるだろう。

- 2日、山本農林水産大臣は記者会見において、「農林水産品のセンシティブティに十分配慮しながら、しっかり交渉に取り組んでいきたい」と述べたものの、交渉の詳細な状況についての言及はなかった。

【日EU・EPAにかかる山本農林水産大臣発言】

- ・ 日EU・EPAについては、首脳間で確認した方針に従って、年内大筋合意を目指してEU側とは継続的に交渉を行っている。首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断無く鋭意交渉を行っている。
- ・ 農林水産品のセンシティブティに十分配慮しながら、しっかり交渉に取り組んでいきたい。なお、日EU・EPAは現在交渉中の真ただ中、交渉の具体的な内容をお答えすることはいたしかねる。

- 日本とEUはEPAの年内大枠合意をめざし、12日から東京で首席交渉官会合を開いている。EUで通商政策を担うマルムストローム欧州委員は7日、記者などのインタビューで「来週が、合意できるか、いくつかの案件を積み残すかを決める重要な1週間になる」と述べた。
- 同氏は合意へ歩み寄りが必要な分野として、ワインやチーズ、パスタ、豚肉などの農産物や公共調達、地理的表示などを列挙した。日本側が求める自動車や自動車部品の関税撤廃では「EU産農産物に関する関税撤廃に日本がどれだけ応じるかに応じて相互主義の考えに基づいて対応する用意がある」と述べた。
- 12日、日本とEUは東京で首席交渉官会合を始めた。主要分野の大まかな方向性が一致すれば、年内の大枠合意をめざして岸田外相とマルムストローム欧州委員が閣僚会合を開くとされている。
- 同日、自民党は農林部会などの合同会議を開催した。会合では「性急な判断をすべきではない」との声が相次いだ。
- 同会議の閉会にあたり森山農林・食料戦略調査会常任顧問より、西川農林・食

料戦略調査会長を自民党の窓口にして交渉の進み具合を報告すること、また、小泉農林部会長に平場をいつやるかを一任することについて発言があり、反対意見はなかった。

- 17日、EUのペトリチオーネ首席交渉官が記者会見で、年内の大枠合意を断念したと表明した。16日まで開いていた首席交渉官会合で、農産物や自動車などをめぐる互いの主張の溝が埋まらなかったため、閣僚会合の開催は先送りされる。一方で、同氏は来年1月にも交渉を再開し、来年初めの大枠合意を目指す考えも示した。

(2) 主な農産物への影響

- TPPではソフト系チーズの関税(29.8%程度)を維持したが、EUは引き下げを強く求め、高級チーズの大幅な輸入拡大を狙っている。豚肉は、デンマークから加工用冷凍肉を多く輸入しており、TPPと同様に低価格帯の関税を下げれば、深刻な影響が心配される。(詳細は別紙1の通り)
- 日EU間の協定がTPPより先行すれば、日本へのチーズや豚肉の輸出で、米国はEUより不利になる。仮にTPPが発効された場合、横並びでの見直しを迫られる等の影響が懸念されている。

(3) JAグループの対応

- 日EU・EPA交渉に対して、政府・与党に対して然るべき情報開示を行うよう働きかけていく。また、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、TiSA(新サービス貿易協定)等、農業・JAグループに影響を及ぼし得る通商交渉に対しても同様に働きかけていく。

【日EU・EPAでの働きかけのポイント】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①EUとは、WTO農業交渉で「多様な農業の共存」をともに訴えてきた経過②我が国の重要品目に対し、日本農業に悪影響が生じることのないよう適切な配慮が必要③生産現場に対して、政府から可能な限り情報を開示すべき |
|--|

- EUにおいては、来年にフランス大統領選やドイツ総選挙などが予定されており、政治情勢の変化が日EU・EPAなどの通商政策にどのように影響するかを注視していく。

EUの輸出関心品目：チーズ（生産動向等）

別紙1

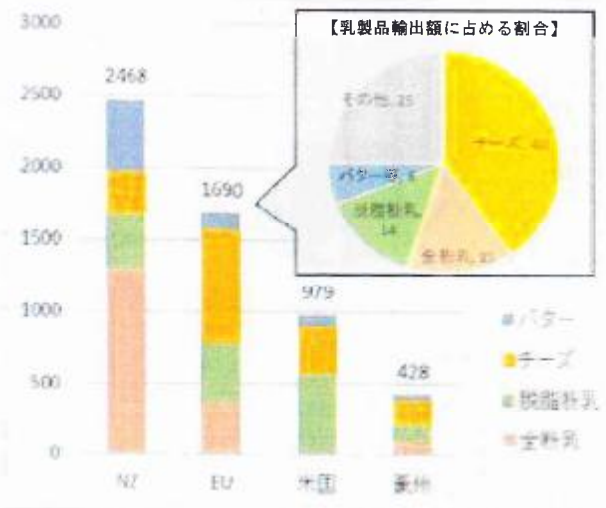
- ① EUは、農家戸数63万戸を擁し、世界の生乳の3割を生産する酪農大国。乳製品の輸出もチーズを中心にNZに次ぐ世界2位。
- ② 近年では、EU域内で生乳生産のクォータ制度（計画生産）を2015年3月廃止したことやロシアの禁輸措置により、域内の生乳需給が緩和。生乳価格は、乳製品の国際競争力が高いNZと同水準。

【EUと日本の酪農概況の比較】

	EU	日本
農家戸数(千戸)	632	17
経産牛飼養頭数(千頭)	23,026	870
一戸当たり経産牛飼養頭数(頭)	36	51
生乳生産量(千トン)	159641	7331

出典：欧州委員会、USDA、農林水産省、農畜産業振興機構（EU：2012年、日本：2015年）

【主要国の乳製品輸出量（2013年、千トン）】



【主要輸出国の生乳価格（2016年10月16日）】

(100kg)

EU	NZ	米国
28.3ユーロ	28.8ユーロ	36.8ユーロ

出典：EU MILK OBSERVATORY

EUの輸出関心品目：チーズ（想定される論点）

- ① TPP協定では、日本人の嗜好にあう一部のチーズは関税が維持されたものの、高付加価値のチーズを含む「ソフトチーズ以外（ハードチーズ等）」で段階的に削減。EUは韓国・カナダとのFTAで、チーズ（特に高品質チーズ）において、関税撤廃もしくは無税枠を獲得しており、我が国に対しても一定の譲歩を求めていることが確実。
- ② フランス、イタリアなどではGI認証を受けるような高付加価値のチーズの生産・輸出、デンマーク、オランダなどでは比較的安価なチーズ生産・輸出が行われており、関税の削減や低関税枠の設定など、市場アクセスにかかる交渉に注視が必要。

【我が国の主要な輸入先における種類別輸入量と種類別関税】

品名	品目	関税率(%)	TPPでの取り扱われ方
1	その他のチーズ（チェダー、ゴーダ、カマンベール等の熟成チーズ）	29.8%	・ソフトチーズ（カマンベール等）：現状維持 ・ソフトチーズ以外（チェダー、ゴーダ等）：段階的に16年目に撤廃
2	ブルーチーズ	29.8%	・11年目までに50%削減
3	プロセスチーズ	40.0%	・現状維持 ・国別関税率割当（豪、NZ、米に各100t（当初）→150t（11年目）、枠内税率は段階的に11年目に撤廃）
4	シュレッド及び粉チーズ（ナチュラルチーズ）	26.3%	・段階的に16年目に撤廃
5	シュレッド及び粉チーズ（プロセスチーズ）	40.0%	・段階的に16年目に撤廃
6	フレッシュチーズ（モッツアレラ、クリームチーズ、ホエイチーズ等）	29.8%	・モッツアレラ等（クリームチーズ以外）：現状維持 ・クリームチーズ：脂肪分45%未満：段階的に16年目に撤廃 脂肪分45%以上：即時削減（29.8%→26.8%） ・シュレッドチーズ原料用関税割当：抱き合わせ無税*（国産品：輸入品＝1：3.5）
7	フレッシュチーズ（シュレッドチーズ）	22.4%	・段階的に16年目に撤廃
8	プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズ	抱き合わせ無税*（国産品：輸入品＝1：2.5）	・現行制度を維持

TPPでは、日本人の嗜好に合うカマンベール、モッツアレラ（フレッシュチーズ、プロセスチーズ等）の関税を維持
↓
一方、EUはソフトチーズ以外の付加価値の高いチーズの生産・輸出が多い

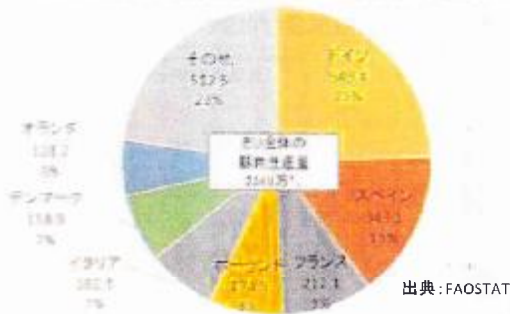
我が国では、チーズの消費量が増加して推移しており、今後、国産チーズの生産拡大が期待。
EU産チーズの市場アクセスの交渉に注視が必要。

出典：財務省「貿易統計」、農林水産省「TPP市場アクセス交渉 畜産物、園芸作物等の品目別の最終結果概要（HS2012版）」
*輸入原料とあわせて一定割合の国産原料の使用を条件に無税輸入を認める制度

EUの輸出関心品目：豚肉（生産動向等）

- ① EUは、中国に続く世界第2位の豚肉生産国。EUの豚肉生産は、ドイツ、スペイン、フランスの上位3カ国で約半分を占めているが、輸出額ではドイツに続き、競争力が高く国内で生産した豚肉の85%を輸出しているデンマークが第2位。
- ② 我が国との貿易関係においては、デンマークがEU諸国で最も大きな豚肉輸出国。地理的な条件から輸入される豚肉はほぼ全量が冷凍。

【EUにおける主要豚肉生産国（2013年、万トン）】



【我が国への主要輸入国からの豚肉輸入量】

	2013年度	2014年度	2015年度
米国	744,271 305,792(生鮮) 438,479(冷凍)	816,218 292,018 524,199	825,617 340,923 484,694
カナダ	275,114 200,047(生鮮) 75,067(冷凍)	268,091 175,425 92,666	265,755 202,309 63,446
デンマーク	116,999 —(生鮮) 116,999(冷凍)	127,154 2 127,152	116,135 24 116,111
メキシコ	62,580 6,686(生鮮) 55,894(冷凍)	64,181 12,595 51,586	70,489 17,435 53,053

出典：農畜産業振興機構

【デンマークと我が国の養豚構造の比較（2014年）】

	デンマーク	日本
養豚農家戸数(千戸)	3.6	5.3
飼養頭数(千頭)	15845	9537
一戸当たり飼養規模(頭)	4401	1810
生産量(千トン)	1924	875
輸入量(千トン)	219	816
輸出量(千トン)	1929	1.3
農家販売価格(円/kg)	210	382.9

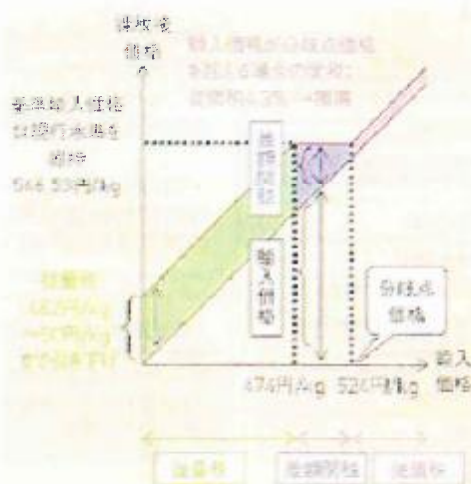
出典：デンマーク農業理事会、農林水産省

- デンマークは、我が国にとって第3位の豚肉輸入国。
- 生鮮・冷蔵豚肉が中心である米国・カナダと異なり、デンマークからの輸入はほぼ全量が冷凍。

EUの輸出関心品目：豚肉（想定される論点）

- ① TPP協定では、豚肉の差額関税制度が維持されたものの、安い豚肉は最大482円/kgから段階的に50円/kgまで引き下げ。高い豚肉は段階的に関税撤廃。
- ② デンマークからの輸入豚肉は、冷凍品が中心でソーセージなどの加工品の原料として主に活用。このため、豚肉（特に安い豚肉）の差額関税制度の扱いや豚肉加工品等の交渉に注視が必要。

【TPP協定における豚肉の合意内容】



【デンマークの豚肉輸出先（2014年）】

	輸出量 (万t)	輸出額 (百万DKK)	単価 (円/キロ)
ドイツ	60.9	7775	241
ポーランド	23.4	3301	266
イギリス	22.0	4120	353
中国	20.3	1978	184
日本	13.8	3754	512
差額関税制度の分岐点価格			524

デンマークにおいて、我が国は第5位の豚肉輸出国。関税負担が最小限となるよう、分岐点価格に近い価格で輸入されており、輸出単価が高くなっている。

出典：デンマーク農業理事会、農林水産省

※デンマークの豚肉販売価格および各国の輸出額のデンマーククローネからの換算は、三菱UFリサーチ&コンサルティングウェブサイトにおける2014年の平均為替相場を参考に計算。

Ⅲ 自民党が「中山間地を元気にする委員会」を発足

— 平成29年度予算で、中山間地農業を重点的に支援 —

- 11月10日、自民党は農林・食料戦略調査会の下に「中山間地農業を元気にする委員会（委員長：宮下一郎衆議院議員）」を発足させた。

【発足までの経過】

- ・ 10月8日から11月6日にかけて全国7ブロックで行われた自民党骨太PT現地意見交換会において、「中山間地に目が向いていない」「中山間地の生産をどう維持していくか」など中山間地農業にかかる意見が各ブロックで頻出した。
- ・ 11月3日、北海道東北ブロックの締めの挨拶で、吉川農林・食料戦略調査会幹事長は、「この農林・食料戦略調査会のもとに、『中山間地域を元気にする委員会』というのを間もなく立ち上げる予定。」と発言した。
- ・ 11月6日、九州・沖縄ブロックの冒頭挨拶で、森山元農相は、「農業を成長産業化させるという産業政策を必死にやるというのは当然のことだが、もう一方、農業が果たしている多面的な機能に着目して、条件の不利な所、中山間地域を含めて農村社会をどう維持していくのかという地域政策とを、車の両輪で進めていく」と発言した。

- 宮下委員長は10日の初会合で、「女性や若者、高齢者、経営規模の大小にかかわらず、意欲ある多様な経営者が活躍できる場を育み、地域の特徴を生かした経営の展開を通じて中山間地の農業を元気にして農業基盤を底上げしたい」と意気込みを述べた。
- 同委員会では、農事組合法人代表、農協組合長、大学教授などから中山間地域農業における取組事例についてヒアリングを行う会合を重ねた。
- 30日の会合において、「29年度予算において検討すべきもの」として、「本年度第2次補正予算の中山間地域所得向上支援対策において採用された中山間地優先枠の仕組みを取り入れて（中略）中山間地を重点的に支援する枠組みの創設が必要である」などとする「論点整理メモ（案）」の協議が行われた。
- 12月8日、宮下委員長は、山本農相に中山間地域の農業振興策をまとめた提言を行った。
- 15日、政府は29年度予算で、中山間地域農業を重点的に支援する「中山間地農業ルネッサンス事業」を新設し、400億円程度を計上する方針を固めた。
- ①地域の特色を生かした農業の展開②都市農村交流や移住・定住の促進③農地などの地域資源の維持・継承——の視点から農業振興計画を作成し、活動する中山間地の産地が対象になる。

Ⅳ 与党が平成２９年度税制改正大綱を決定

― 農業改革に伴う税制措置、関連法制定を前提に一部実施 ―

- 自民、公明両党は１２月８日、平成２９年度税制改正大綱を決定した。

１．農業分野の税制改正のポイント

- ８日に決定した与党税制改正大綱における農業分野の税制改正のポイントは次の通りである。

- ・ 農業経営基盤強化準備金制度は１年延長。
- ・ 肉用牛の売却所得の課税特例を３年延長。
- ・ ＪＡなどの受取配当の益金不算入制度の見直し。
- ・ 農業用Ａ重油・軽油の石油石炭税の特例措置を３年延長。
- ・ 都市農地の賃借時の相続税納税猶予の適用などについては検討し早期に結論を得る。
- ・ 生産緑地の下限面積引き下げに伴う特例については法改正を前提に実施。
- ・ 資材価格引き下げ、農産物流通の改革のための税制措置について、関連法制定を前提に一部税目で実施。
- ・ 農協などが一定の貸し付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準特例を２年延長。
- ・ 森林環境税については、具体的な仕組みを検討し、１８年度税制改正で結論を得る。

- 経営所得安定対策などの交付金を使途計画を立てて積み立てた場合、必要経費に算入できる農業経営基盤強化準備金制度は、ＪＡ全中などは２年の延長を求めているが、米の直接支払交付金が２９年度でなくなるなど、３０年度以降に制度対象の交付金はどうなるかを見極める必要があるとして、延長期間は１年とされている。
- 肉用牛を売却したとき、１頭あたり１００万円（交雑種８０万円、乳用種５０万円）未満であれば、年間の売却頭数が１，５００頭まで所得税が免除される肉用牛の売却所得に対する課税の特例措置は３年延長とされている。

- 単位 J A が連合会等の普通出資につき支払いを受ける配当等の額がある場合は、出資保有割合に応じて益金不算入割合が定められていたが、平成 29 年 4 月 1 日以降は出資保有割合に関わらず、配当等の額の 100 分の 50 相当額まで益金不算入とすることができることとされている。

【改正前と改正後の益金不算入割合】

改正前		改正後
区分	不算入割合	不算入割合
完全子法人株式等（株式等保有割合 100%）	100%	一律に 50%
関連法人株式等（株式等保有割合 3 分の 1 超）		
その他株式等（株式等保有割合 5 % 超—3 分の 1 以下）	50%	
非支配目的株式等（株式等保有割合 5 % 以下）	20%	

(注) 株式等保有割合の計算においては、後配出資や連合会における準会員の出資等は区別せず、総額で保有割合を計算する。

- 農業用 A 重油の石油石炭税や上乗せ分の地球温暖化対策税に対する免税・還付措置、農業用軽油に対する還付措置は 3 年延長とされている。
- 都市農業関係では、500 m²以上とされる生産緑地の下限面積を引き下げた場合も、生産緑地法の改正を前提に従来同様の税制特例を受けられるようにされている。
- 相続税納税猶予を適用した生産緑地の貸借容認などの具体化は、根拠法の成立が必要となるため、来年度以降となっている。
- 生産資材メーカーや食品流通企業の業界再編へ、政府が来年の通常国会に提出する方針の関連法成立を前提にした税制特例が盛り込まれた。関連法の認定を受けて企業間合併を行った場合などの登録免許税の軽減、認定を受けた事業者が施設や建物を取得した場合の減価償却に関する負担軽減などが行われることとされている。

2. 今後の見通し

- 政府は今月下旬に大綱を閣議決定し、関係する税法などの改正案を来年の通常国会に提出する予定とされる。

農政をめぐる情勢

平成28年12月21日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉